

保護者様

県立勝田特別支援学校長

5類感染症移行に伴う新型コロナウイルス感染症への対応について（お知らせ）

新緑の候 保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のことと存じます。

令和5年5月8日より、学校における新型コロナウイルス感染症への対応が下記のようになりますので、ご確認をお願いいたします。

記

1 感染時の出席停止期間について

○症状がある場合

『発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで』

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

○無症状の場合

「検体を採取した日から5日を経過するまで」

◎ 出席停止期間の数え方（例）

・発症後4日目に症状が軽快した場合

水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日
発症	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	出席 可能
				症状軽快	1日目	

・発症後5日目に症状が軽快した場合

水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日
発症	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	出席 可能
					症状軽快	1日目	

2 陽性と判明した場合の学校への連絡事項について

(1) 発症日及び症状

(例) 5月9日発症、症状は38℃の熱と鼻水

(2) 無症状の場合は、検体を採取した日

3 風邪症状がある場合の対応（感染しているかどうか不明な時）

○発熱やのどの痛み、鼻水、咳等、いつもと異なる症状がみられる場合には、自宅で休養することをお勧めいたします。

4 学校における新型コロナウイルス感染症対策について

引き続き、以下3点の対応を行います。

○児童生徒の健康状態の把握

○適切な換気

○手指衛生や咳エチケットの指導

(手洗いを徹底するため、清潔なハンカチを持参するようにしてください。)

5 その他

○令和5年4月5日にお知らせした、「児童生徒のマスク着用について」に記載してあるように、学校生活において、マスクの着用を求めないことが基本となります。

ただし、出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対して、マスク着用を推奨いたします。マスク及びマスクを入れるための袋の持参にご協力をよろしく願います。

※感染の有無やマスク着用の有無によって、差別や偏見がないように、配慮します。

○令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われなことから、同居している家族に新型コロナウイルス感染症陽性者がいても、出席停止の対象とはなりません。